

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人敬仁会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年1月11日、同月12日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名は、漏れなく理事会議事録に記載すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>法人と理事との間の利益相反取引（理事が役員を務める関連医療法人との取引をいう。以下「本件利益相反取引」という。）について、令和4年中の本件利益相反取引につき令和4年度第6回理事会で議決を受けているところ、次の点で疑義及び不備があった。</p> <p>（1） 当該議決は次年度の利益相反取引の承認に関するものであるところ、本件利益相反取引の当事者である理事が議決に加わったかどうか、議事録上判然としなかった（本件利益相反取引に関係する理事から決議に加わることができない旨の申出書が別途提出されているものの、「全会一致をもって承認」と記載され、議決への参加状況が明らかでなかった。）。</p> <p>（2） 議事録上、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事に係る必須的記載事項が漏れていた。</p> <p>については、本件利益相反取引について次の措置を執ること。</p> <p>（1） 本件利益相反取引は継続的な取引であり、内容の変更その他理事会が承認するに当たっての重要な事実の変更を伴わない限り、毎年度承認を受ける必要性は乏しいことに鑑み、将来にわたって本件利益相反取引を行うことにつき理事会で承認を受けること。なお、この承認に係る議決に当たっては、本件利益相反取引に特別に利害関係を有する理事は議決に加わることがないようにするとともに、議事録の記載事項として、決議を要する事項について特</p>	<p style="text-align: center;">是正・改善状況報告</p> <p>（1） 関連医療法人との継続的な取引について、将来にわたって取引を行うことについて特別の利害関係を有する理事をはずした理事会で承認を得た。また、当該利益相反取引について、今後、重要な事実の変更があった場合は、理事会の承認を得ることとした。</p> <p>議事録作成にあたっては、利益相反取引に特別の利害関係を</p>

	<p>別の利害関係を有する理事の氏名を明記すること。</p> <p>(2) 本件利益相反取引に関する重要な事実の理事会への報告は、現状のとおり毎年度末の理事会で定期的に行うこと。 (法第45条の14第5項、第6項) (法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条、第92条第2項)</p>	<p>有する理事の氏名を明記した。</p> <p>(2) 利益相反取引に関する重要な事実の理事会への報告は、現状のとおり毎年度末の理事会で定期的に行う。</p>
2	<p>計算書類に対する注記について、次の不備があった。</p> <p>(1) 法人全体用及び各拠点区分用の注記に関する事項 法人単位事業活動計算書において、その他の特別収益(285,476,337円)及び特別損失(476,708,867円)が計上されていたところ、これらの勘定科目はその金額の規模に鑑み、勘定科目の内容について特に説明を要する事項に該当するにもかかわらず、計算書類に対する注記において必要な説明が記載されていなかった。 については、今後同様の事例が生じた場合は、「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」として、勘定科目の内容の説明を行うこと。</p> <p>(2) 法人本部拠点区分用の注記に関する事項 法人本部拠点区分で引当金を計上しているにもかかわらず、引当金の計上基準の記載がなかった。 については、計算書類に対する注記は適切に行うこと。 (会計省令第29条第1項第2号、第16号) (運用上の取扱い24(3)、別紙2)</p>	<p>(1) 記載について、金額及び内容についての重要性を監査法人と十分に協議し、必要に応じて記載していく。</p> <p>(2) 令和5年度決算より漏れなく記載を行う。</p>